

基本方針4 にぎわいや活力の創出

道路空間を、人や物、自動車の通行だけに利用するのではなく、地域振興や人々が集う場として活用していくことにより、まちを元気にする道づくりを推進します。

そのことから、“にぎわいや活力の創出”の基本方針のもと、以下に示す施策の展開方針、取り組み方針、基本施策の体系により施策を推進します。

施策の展開方針4-1. まちを元気にする道づくり

取り組み方針A：まちづくりと一体的な道路整備

基本施策4-1①：まちづくりと一体的な道路整備事業

取り組み方針B：まちに人が集まる道路整備

基本施策4-1②：交通結節点^{*})の整備

基本施策4-1③：回遊性を高める道路空間の形成

施策の展開方針4-1. まちを元気にする道づくり

(1) 考え方

にぎわいや活力を創出するために、まちの特色を活かし魅力を高めて、まちを元気にする道づくりを行います。

道路空間を収益活動の場として活用することや、道の持つ文化的、歴史的な魅力を地域の皆様と再発見することにより、道路景観の向上や、地域の顔となるまちなみの形成を行い、市民の皆様が誇れる道路空間を形成していきます。それに当たっては、沿道の土地利用の規制・誘導を活用しながら、市街地開発事業や民間の宅地開発事業と連携し、まちづくりと一体的な整備を進めます。

また、その道やまちの持つ魅力を明石市以外にも発信するとともに、交通結節点^{*})としての機能を強化することにより、市外からも多くの人々が訪れる、まちを元気にする道づくりを推進していきます。

(2) 具体的な取り組み

取り組み方針A：まちづくりと一体的な道路整備

基本施策4-1①：まちづくりと一体的な道路整備事業

沿道の土地利用を考慮するとともに、市街地開発事業や民間の宅地開発事業と連携を図ることにより、まちづくりと一体的な道路整備を進めます。

また、沿道に住んでいる方々と話し合いによって整備を進めていくことにより、土地の集約や入れ替えなど、効率的な土地利用を推進していきます。

進め方・指針

今後の取り組みについては、以下のように進めていきます。

- 下記のまちづくり事業を行う場合には、事業区域内の道路とその周辺道路（外周道路、アクセス道路）の連続性を確保します。
 - ・ 土地区画整理事業
 - ・ 市街地再開発事業
 - ・ 密集市街地の改善
 - ・ 民間による宅地開発

- 都市計画道路^{*}の整備に当たっては、沿道まちづくりを検討することにより、生活道路の環境改善や、防災性の向上を目指します。

〈まちづくりと一体となった道路整備例〉

【土地区画整理事業】

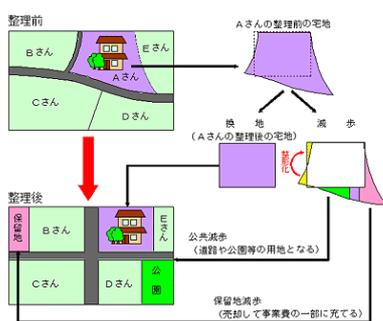


【中心市街地活性化事業】



出典：「明石市都市計画マスタープラン」平成23年3月改定

【土地区画整理事業】



【一之江駅西部土地区画整理事業（東京都江戸川区）】

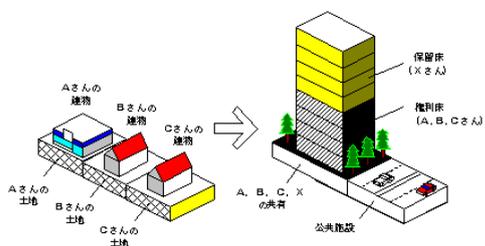
〈整備前〉



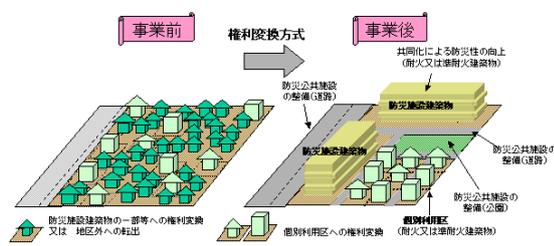
〈整備後〉



【市街地再開発事業】



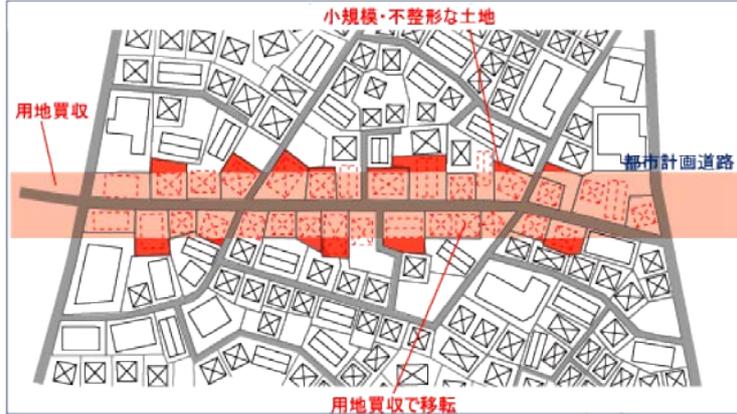
【防災街区整備事業】



出典：国土交通省ホームページ

＜沿道まちづくりによる道路整備＞

【従来の街路整備】



従来の街路整備の抱える課題

- 土地が街路にかかる人は、用地買収で移転しなければなりません。
- 街路が整備されても、沿道に利用しづらい土地が残ってしまいます。

【沿道まちづくりによる街路整備】



沿道まちづくりが行われると・・・

- 土地が街路にかかる人でも、近隣に残ることができます。
- 街路だけでなく、生活道路などが整備されて環境が改善します。
- 街路沿道の建物が建て替わり、地域の防災性が向上します。

出典：「沿道まちづくり」パンフレット UR都市機構

取り組み方針B：まちに人が集まる道路整備

基本施策4-1②：交通結節点^{*})の整備

来街者にとってまちの玄関口となる駅前広場等の整備を進め、鉄道駅の乗り継ぎ機能の強化などによって、多様な手段による移動の快適性・効率性の改善を図っていきます。

進め方・指針

今後の取り組みについては、以下のように進めていきます。

- ・「明石市総合交通計画（平成24年見直し）」に基づき、駅前広場等の整備を推進します。
- ・必要に応じて、住民との協働により駅前広場の有効な活用方法を検討します。

< 駅前広場の整備（JR朝霧駅（案）） >



出典：明石市資料

出典：「明石市総合交通計画平成24年度改定版」

基本施策4-1③：回遊性を高める道路空間の形成

まちの個性や沿道の文化にふさわしい道路空間を創出することにより、来街者の回遊性の向上を図ります。

進め方・指針

今後の取り組みについては、以下のように進めていきます。

- ・「明石市都市景観形成基本計画」「道路デザイン指針（案）国土交通省」に基づき、整備を進めます。
- ・古道の沿道の歴史性や文化性を活かした景観形成を行います。
- ・道路の景観の維持に向けて、利用者である市民との協働により事業を行います。
- ・よりよい景観形成を推進するために、積極的に景観アドバイザー^{*})などの専門家の指導・助言を踏まえて事業を行います。
- ・「明石市都市景観アドバイスメETING」の積極的な活用を図ります。

<回遊性を高める道路空間の形成事例>

【整備前】



【整備後】



<道路景観の形成事例（長野市中央通り）>

【舗装デザイン】

- ・ 歩行者優先の道路の観点から、あえて車道部の色彩を明度の高い色を基本としている。
- ・ 車道舗装は桜色の御影石を採用し、個性的なデザインを実現。



【施設配置】

- ・ 歩行者にとって心地よい空間を形成する観点から、休憩施設の設置により自己領域（理想的な距離間）の形成を図ろうとするもの。
- ・ ベンチの配置を工夫することにより、良質な歩行者空間を演出している。



出典：「良好な道路景観と賑わい創出のための事例集」平成 26 年 3 月 国土交通省